

平成31年度事業計画

1 みどりまちづくり事業

- ・都市機能の維持・増進および環境への負荷低減を目的としたつぎの事業〔定款第4条第1項第1号〕
 - ア 調査研究およびその成果の普及
 - イ 普及啓発
 - ウ 相談、助言および援助
- ・練馬区まちづくり条例に基づくまちづくりに必要な支援〔定款第4条第1項第2号〕
- ・区と協働して取り組む、まちづくりの企画、立案および推進に関する事業〔定款第4条第1項第3号〕

(1) みどりのまちづくりセンター事業

練馬区民が住み続けたいと思えるような快適な生活環境と豊かな地域社会を実現するため、みどりのまちづくりセンターは区民の主体的なまちづくり活動を支援するとともに、区民・事業者・行政の中間的な立場から協働型まちづくり事業を推進していきます。

平成31年度は、練馬区（以下「区」という。）において「第2次みどりの風吹くまちビジョン」や「練馬区みどりの総合計画」等が策定されていることを念頭に置きながら、区の貴重な資源であるみどりや景観を活かしたまちづくりを区民とともに進め、みどりのムーブメントの輪を広げる取組に積極的に関わっていきます。

また、まちづくり事業としては、情報誌「こもれび」の発行、「まちづくり講座」などの普及啓発活動や「まちづくり活動助成事業」を通して培われた人脈を活用しつつ、事業者や大学、NPOなどとの連携の輪も広げながら、地区まちづくり、空家活用事業等に取り組みます。

さらに、福祉のまちづくりに関連する事業を区から受託するとともに、みどりのまちづくりセンターの円滑な運営にも取り組んでいきます。

今後も、区が実施する各種施策を区民の目線で捉え直し、区民が行うまちづくり活動との連携やコーディネートを通じて、ソフト・ハードの両面からまちづくり事業への展開および支援に対する取組を行っていきます。

① みどり・景観事業の推進

区の特徴であるみどりを守り・育てる、区民の主体的な活動を広げるため、みどりに関連する活動等の支援を行います。また、景観整備機構として、景観形成支援事業に取り組み、区の景観に関する事業を行います。

	取組	内容
1	憩いの森等を保全する活動団体の育成事業	<ul style="list-style-type: none">・西本村憩いの森および南高松憩いの森の管理・活用を区民主体で推進するための団体育成と活動支援・北西うめのき会による、うめのき憩いの森の管理運営活動の支援
2	地域のみどりを地域で守り育てる仕組み構築支援事業	<ul style="list-style-type: none">・個人庭の公開を進めながら、地域ぐるみで地域の庭を保全し、緑化につなげる仕組みの構築支援
3	パワーアップカレッジ「みどりコース」カリキュラム構築事業	<ul style="list-style-type: none">・パワーアップカレッジねりま「みどりコース」の新設に伴うカリキュラム立案等の内容構築支援

4	公共施設等緑化協働支援事業	・区民ボランティア、区立施設関係者や施設利用者等が主体的に行う緑化活動の推進支援
5	景観形成支援事業	・区の景観に関する啓発と相談対応 ・登録された地域景観資源のPRと活用 ・景観まちなみ協定地区への支援 ・景観まちづくりのホームページの運営、保守 ・「ねりまの散歩道」の改訂、デザイン、編集等

② まちづくり事業の推進

区民がまちづくりに関する関心と理解を深め、まちづくりに関する知識や技術を習得するための情報提供や交流の場づくり、講座の開催等を行います。また、区民主体のまちづくり活動に対する支援を行うとともに、練馬区まちづくり条例に基づく区民提案の支援を行います。さらに、まちづくり支援の手法に関する調査研究を行い、他自治体とまちづくり支援に関する情報交換を行います。

	取組	内容
1	まちづくり啓発	<p><まちづくり講座の開催></p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりに関する学習機会の提供 <p><まちづくり活動助成事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・区民主体のまちづくり活動に対する助成および支援 [部門] たまご部門、はばたき部門 [相談支援] 事前相談、助成後の活動相談 [公開イベント] 公開審査会、中間報告会、最終報告会 <p><まちづくり情報誌の発行></p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりへの関心を高めるための情報誌「こもれび」の取材、編集、デザイン、発行 <p><ホームページ等による情報発信></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業のお知らせやまちづくり活動団体によるイベント等の情報発信
2	まちづくり相談	<p><まちづくり相談・窓口対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの初動期相談 <p><まちづくり登録団体支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・打合せスペース、印刷機等の利用、備品の貸出 <p><まちづくり交流事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・交流、意見交換の場づくりやメールマガジンの発行 <p><ライブラリー運営></p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりに関する図書・資料の閲覧、貸出 <p><建築無料相談の後援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都建築士事務所協会練馬支部による「建築無料相談」の支援
3	まちづくり条例に基づく大規模建築物等に係る専門家派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模建築物建築等の計画に関する周辺住民と事業者の話し合いに対する専門家の派遣

4	まちづくり条例に基づく 地区まちづくり協議会等 の支援	[高野台5丁目中央地区住みよいまちづくりの会] ・地域ルールの策定等の取組 [武蔵関・環境を守る会] ・地区計画を併用した建築協定の窓口代行および支援
5	地区まちづくりの活動支 援	[高松地区] ・農の風景育成地区における、農をテーマとした地区ま ちづくりの取組 [大泉学園町地区] ・地域の魅力要素である沿道のみどり景観を保全・育成 していくまちづくりの取組 [江古田地区] ・多様な主体の連携による地域の特性を生かしたまちづ くりの取組 [その他相談対応地区] ・練馬駅南地区 ・城南住宅地区 ・北町地区等
6	空家等地域貢献活用事業	・空家所有者や活用希望団体の相談対応 ・活用に向けたマッチング、専門家派遣等の支援 ・空家活用の普及啓発
7	調査研究	・まちづくり資源の情報発信手法に関する調査・研究 ・まちづくり支援の手法に関する調査・研究 ・市民まちづくり支援・都市ネットワーク会議への参加

③ その他事業

区の福祉のまちづくり関連事業に取り組みます。また、みどりのまちづくりセンタ
ー運営や外部協力等に関わる取組を行います。

	取組	内容
1	福祉のまちづくり協働推 進拠点事業	・ユニバーサルデザインに関する相談と情報発信 ・小学校UD体験教室の実施 ・建築物のバリアフリー化の事業実施および調査研究 ・区立施設等の新設、改修に伴う区民意見の聴取と提案
2	やさしいまちづくり支援 事業	・福祉のまちづくりに取り組む活動への支援、相談対応 ・審査会等の運営支援 ・パンフレット作成等の広報 ・活動団体への専門家派遣
3	みどりのまちづくりセン ター運営協議会	・事業の展開等に対する助言や意見交換
4	インターンシップ等	・大学等の学生の受入 ・視察対応等

2 自転車等の適正利用に関する事業

・ 自転車等の適正利用に関する事業〔定款第4条第1項第4号〕

公社は、練馬区自転車利用総合計画の実現に向けて、放置自転車対策業務と区立自転車駐車場（有料）およびねりまタウンサイクル（貸し自転車）の指定管理者業務を受託しています。平成17年度には、区の放置自転車対策事業の一部である自転車集積所の管理運営業務を受託し、平成18年度からはこの業務に加え、放置自転車の撤去・移送業務、自転車の誘導・案内業務、自転車等の問い合わせ業務、区立自転車駐車場およびねりまタウンサイクルの指定管理者業務を一括受託することにより、現在の自転車事業の規模へと大きく業務を拡大しました。

指定管理者業務については、平成18年度から平成29年度までの間、5期にわたって指定を受け、平成31年度は、新たに指定を受けた5か年の2年目となります。

利用者第一の立場に立ち、施設の安全・安心および利用者サービスの向上を目指し、指定管理者として提案した企画の実現を着実に進めるとともに、自転車関連5事業（放置自転車撤去、保管・返還、案内誘導、問い合わせ対応、自転車駐車場運営）を連携させながら、効率的かつ効果的な管理運営を行っていきます。

放置自転車のない住みよいまちづくりを進めるためには、駅周辺の地域住民が組織する町会・自治会、商店会等との協力が不可欠です。公社は、様々な地域課題の解決を目指すこれらの団体との協働の場として自転車対策地域協議会の設立やその活動を支援することにより、区全域における自転車交通環境の向上、放置自転車対策や自転車の適正利用の推進に一体的かつ総合的に取り組んでいきます。

（1）放置自転車対策事業

区内の放置自転車は、区立や民間の時間制駐車場の整備状況の進展、放置自転車撤去の強化や自転車駐車場への誘導員の適切な配置・誘導等により、午前午後の時間帯ともに減少しています。

① 放置自転車の撤去・移送

区内の放置禁止区域に放置された自転車は、自転車の乗り入れ台数の多い駅を中心に、地域の合意を得て午後、土日の撤去を重点的に行います。

地域の状況に応じて、午後の遅い時間帯の撤去なども効果的に取り入れ、道路交通の良好な環境と歩行環境を維持していきます。

放置禁止区域外に放置された自転車は、区民等からの通報等に基づき撤去します。

② 撤去した自転車の保管・返還

撤去した自転車は、区内に設置された4か所の自転車集積所において適切に保管するとともに、撤去手数料を徴収の上、所有者に返還します。集積所には社員を配置することにより、返還者に対し自転車の放置防止のための啓発を行うとともに、返還事務を円滑に進めます。

③ 自転車駐車場への誘導・案内

区内18の駅周辺に誘導員を配置し、自転車駐車場への誘導・案内により、放置自転車の発生を抑制します。今年度は、駅ごとの放置自転車の状況に応じて、2人1組による巡回体制や土日配置の強化など、重点的かつ効果的な人員配置や配置時間へと見直します。

業務を適切に執行するため誘導員への研修等を充実させるとともに、巡回指導員を配置し

て誘導員間の円滑な連絡調整を行っていきます。

④ 自転車等の問い合わせ

公社内に「自転車問い合わせセンター」を設置し、放置自転車の返還場所・返還手続の案内、放置自転車の撤去・苦情受付、自転車駐車場の案内など区民から自転車に関する様々な問い合わせに適切に対応します。

⑤ 自転車対策地域協議会などへの活動支援

区内 22 駅周辺における放置自転車台数は、平成 17 年度比約 9 割減少している一方で、自転車の乗り入れ台数の多い駅や商店が多く道路が複雑に入り組んでいる駅では、午後や土日の放置台数が減少していない状況があります。

こうした状況を解決するため、区内鉄道各駅を単位として、町会・自治会、商店会等の地域住民で構成する「自転車対策地域協議会」の設立支援と活動支援を行うことで放置自転車の減少に努めていきます。

自転車対策地域協議会が設立されている 4 地区（江古田駅・練馬駅・中村橋駅・石神井公園駅）においては、引き続き地域住民との協働により、放置自転車対策や自転車駐車場の利用促進、交通安全教室の開催等による自転車利用マナーアップを図り、駅周辺における自転車適正利用の実現に努めていきます。

また、新たな協議会の設立についても、地域住民の声を聞きながら取り組みます。

(2) 自転車駐車場・タウンサイクルの管理運営

指定管理者として管理する施設は、自転車駐車場 74 施設・収容台数 37,171 台、タウンサイクル 7 施設・供用台数 2,700 台です。利用者が安全で安心して利用できる環境を整え、利用者満足度の向上に努め、より一層効率的で公平性・透明性を確保した運営を行います。

＜管理受託にあたって公社が提案した企画の実施＞

① サービスの向上、顧客満足度の向上

照明の LED 化を始め、電動空気入れ、防犯カメラの計画的設置ならびに定期利用・一時利用収容台数の需給調整、大型自転車置き場の新增設、自動販売機の設置など施設を充実させていきます。

また、今年度から本格運用を始めるコンビニ払いの利用促進や利用者に分かりやすい案内表示の工夫を行うとともに、盗難防止キャンペーンなど警察と連携した取組を進めます。

② 放置自転車対策事業と連携した事業展開

区では既存施設の改修時に、買物対策施設として短時間利用の自転車駐車場の整備を進めています。短時間利用施設の増設と併せて既設の自転車駐車場の利用を進めることにより、放置自転車のない「まち」の実現を目指していきます。

③ 計画的な修繕の実施

平成 29 年度からは、公社が老朽化した機器等の更新や計画的修繕を実施し、安全・安心な施設運営を行っていきます。平成 31 年度も引き続き、機器の更新や計画的な修繕を行っていきます。

(3) 公社の自主事業

公社財源を活用した独自事業を行うことにより、区立施設と一体となった自転車交通環境の向上に向けた取組を行っていきます。

① **公社立自転車駐車場**

公社立自転車駐車場は、豊島園駅前、石神井公園駅東、石神井公園駅西、平和台駅みどり、氷川台駅さくらの5施設・収容台数2,218台です。

豊島園駅前自転車駐車場、石神井公園駅東および石神井公園駅西自転車駐車場は、通勤通学の利用者が多く、利用率も高くなっています。買物対策のために導入した時間利用も大変効果があり、放置自転車の減少に寄与しています。平成29年度に平和台駅みどり、平成30年度には約半数を大型自転車置き場とした氷川台駅さくら自転車駐車場を開設し、利用者から好評を得ています。

今後も利用者にとって利便性の高い施設の開設を目指します。

② **無料自転車駐車場**

無料自転車駐車場は、大泉郵便局バス停、風致地区バス停、風致地区バス停第二、風致地区バス停第三、都民農園バス停の5施設・収容台数1,111台で、パークアンドライドを目的とし、バス停の近くに開設し、多くの区民に利用されています。

3 資源循環の推進に関する事業

・資源循環の推進に関する事業〔定款第4条第1項第5号〕

公社は、循環型社会の形成に寄与することを目的に、平成22年4月から区内の家庭から排出される容器包装プラスチックの回収作業と粗大ごみの収集作業を区から受託しています。

また、平成22年11月から練馬区資源循環センター（以下「センター」という。）の管理運営を受託しており、平成31年度も区民が粗大ごみ等を直接センターに持込みできる事業や粗大ごみの再利用事業、廃食用油からバイオディーゼル燃料（BDF）を精製する事業、区民・事業者等への普及啓発事業など幅広い事業を行っていきます。

（1）容器包装プラスチックの回収事業

区内の家庭などから排出される容器包装プラスチックを週6日（日曜日を除く）、資源・ごみ集積所から回収し、区が指定する中間処理施設へ搬入していきます。

（2）粗大ごみの収集事業

区民からの粗大ごみ受付センターへの申込みにより決定した収集日・排出場所で粗大ごみを収集し、区が指定する中間処理施設へ搬入していきます。

（3）センターの受託運営

区の資源循環推進の拠点であるセンターにおいて、以下の事業を行っていきます。

① 粗大ごみ・資源の持込み事業

粗大ごみは、センターによる各戸収集のほか、区民がセンターに直接持ち込むことができます。また、センターは、古布・廃食用油等の回収拠点になっているとともに、小型家電、乾電池、紙パック、使用済みインクカートリッジの回収ボックスを設置しています。

② 粗大ごみの再利用事業

粗大ごみの中から再利用が可能なものを、センターで簡易な修理や清掃を行い、区内4か所のリサイクルセンター（関町、春日町、豊玉、大泉）に提供していきます。

③ バイオディーゼル燃料（BDF）精製事業

区が拠点回収（44か所）した廃食用油を、バイオディーゼル燃料に精製し、区の清掃車の一部の燃料として提供していきます。

④ 金属類の資源化事業

粗大ごみから、鉄等の有用金属を分解・選別・保管し、区が指定する資源化事業者に引き渡していきます。

⑤ 小型家電製品の資源化事業

区内16か所に設置している小型家電製品の回収ボックスから、回収した携帯電話を含む小型家電製品を品目毎（9品目）に選別し、区が指定する資源化事業者に引き渡していきます。

⑥ ふとんの資源化事業

粗大ごみの中から「ふとん」を選別し、区が指定する資源化事業者に引き渡していきます。

⑦ 資源循環の推進に関する相談および普及・啓発

センターに設置してある「見て学べる展示スペース」や太陽光発電等の環境配慮設備等を活用して、資源循環の推進に係る普及・啓発事業を実施していきます。

ア 相談コーナーの運営

清掃・リサイクルに関する相談を受けるとともに、資源循環に関する書籍等を収集し、区民に情報提供していきます。

イ 施設見学会の開催

センターは、区の循環型社会の形成をめざした施設と位置付けられていることから、区民、町会・自治会、小・中学生、保育園児などの施設見学を受け入れていきます。

ウ 講習会の実施

ものを大切にし、ごみ減量への意識付けの契機となるような講習会を行っていきます。

⑧ 集団回収支援事業

集団回収は、町会・自治会などの団体が、自主的に資源を回収するリサイクル活動で、センターは活動団体を拡大するためのPRや団体と回収事業者間の調整、集団回収に必要な用具類の提供および回収実績の取りまとめ業務等を行っていきます。

また、区から回収量に応じた報奨金が半年ごとに資源回収活動団体に支給されるため、そのお知らせを発送していきます。

⑨ 生ごみ資源化支援事業

生ごみ処理機、生ごみコンポスト化容器の購入費助成の受付と生ごみコンポスト化容器のあっせん受付を行っていきます。

⑩ 大型生活用品情報掲示板事業

区民から申し込みのあった「譲ります」「譲ってください」の情報を一覧にした資料を作成し、区内16か所の情報掲示板に掲示していきます。

⑪ 資源循環の推進に係る民間事業者等の支援・育成事業

集団回収を実施する予定の団体には、団体の希望がある場合に回収予定事業者と一緒に、集団回収の説明を行っていきます。また、回収事業者には集団回収できる品目（古紙、古布、缶など）を積極的に回収するよう協力要請を行っていきます。

（４）区民・事業者との協働の推進

循環型社会づくりを推進していくためには、区民や事業者との協働体制の構築が必要です。公社は、公益財団法人としての性格を活かし、区と連携して、協働体制づくりに努めていきます。

4 可燃ごみ・不燃ごみの収集に関する事業

・可燃ごみ・不燃ごみの収集に関する事業〔定款第4条第1項第6号〕

公社は、公衆衛生の向上や環境保全を図るため、平成27年度から可燃ごみ・不燃ごみの収集業務の一部を区から受託しています。

(1) 可燃ごみの収集事業

区内の家庭などから排出される可燃ごみを週6日（日曜日を除く）、資源・ごみ集積所から収集して区が指定する清掃工場に搬入していきます。公社は、区の作業計画に基づき、収集計画の作成および収集作業を行っていきます。

月曜日から水曜日の収集作業は、1台あたり1日6回行い、木曜日から土曜日は、1台あたり1日4回行っていきます。

(2) 不燃ごみの収集事業

区内の家庭などから排出される不燃ごみを週3日、資源・ごみ集積所から収集し、区が指定する中間処理施設に搬入していきます。公社は、区の作業計画に基づき、収集計画の作成および収集作業を行っていきます。

収集作業は、木曜日から土曜日に行い、1台あたり1日2回行っていきます。

(3) 収集拠点の運営

可燃ごみ・不燃ごみの収集拠点として、区東部地域は桜台事業所を、区西部地域は石神井分室（石神井清掃事務所4階）を利用し、その機能維持に努めていきます。

5 地球温暖化の防止対策に関する事業

・地球温暖化の防止対策に関する事業〔定款第4条第1項第7号〕

区における地球温暖化対策を区民・事業者・区の連携協力により推進するための組織として、平成22年5月25日に「練馬区地球温暖化対策地域協議会」が設立されました。

協議会は、地域における地球温暖化に関わる区民団体、事業者団体、学識経験者、関係機関および区で構成され、現在29会員が、地球温暖化対策に関する普及・啓発活動を行っています。

公社は、協議会の構成会員となると同時に、区から協議会の事務局運営業務を受託し、日常生活に係る区民、事業者の自主的な温室効果ガスの排出抑制に向け、協議会の取組を積極的に支援していきます。

(1) 平成31年度の事業

平成31年度は、練馬区環境基本計画2011（後期計画）に基づき、協議会では区内における温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、区民・事業者・区等と連携して地球温暖化防止に関する普及啓発事業を行っていきます。

① 環境イベントなどの開催、出展

- ・エコスタイルフェア（練馬まつりと同時開催）の開催
- ・環境月間（6月）における普及啓発事業

- ・その他、協議会の活動趣旨に合致したイベントへの出展など
- ② **区民向け講演会、講習会の開催**
 - ・区民向け講演会の企画・実施（環境月間（6月）、省エネルギー月間（2月））
 - ・事業者向け講習会の企画・実施
- ③ **青少年向け啓発事業**
 - ・こどもエコ・コンクール
 - ・地球温暖化対策に関する講演会の企画・実施（地球温暖化防止月間（12月））
 - ・マスコットキャラクターを活用した、協議会の活動・知名度の向上事業
- ④ **地球温暖化対策の調査・区民への支援事業**
 - ・「地球温暖化・省エネに関する練馬区民意識調査（平成30年度実施）」の結果を踏まえた事業
- ⑤ **広報業務**
 - ・ホームページの運営、メールマガジン・ダイレクトメールによる事業周知
- ⑥ **会員事務**
 - ・会員に関する事務
 - ・総会、役員会、事業部会等の会議に関する事務
 - ・庶務に関する事務
- ⑦ **その他**
 - ・マスコットキャラクター「ねりこんv v」1体の更新